



# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2020.5 No.406



場 所：柳田國男生家(福崎町)

## 主な記事

- トラック運送業に係る標準的な運賃の告示について
- 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について
- 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

## 主な同封物

- トラックドライバーのための減災BOOK
- 令和2年度第1回運行管理者試験のご案内

# CONTENTS



**コロナウイルス関連情報について** 1

## 行政からのお知らせ

- (国土交通省)トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました 2
- (近畿地方整備局)異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼) 11
- (総務省)知っていますか?電波のルール ~不法無線局取締り強化のお知らせ~ 12
- (兵庫県)光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について 13

## 事務局からのお知らせ

- 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について 14
- 令和2年度第1回運行管理者試験 貨物のご案内 17

**会員だより** 19

## 適正化事業部からのお知らせ

- 巡回指導における指導項目(今月のテーマ「令和元年度の活動内容について」) 21

**協会日誌** 24

# 新型コロナウイルス関連情報について

4月7日、政府が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を発令し、本県も緊急事態措置の実施区域となり、さらに、4月16日には全都道府県に拡大されたところです。

政府や県からは不要不急の往来自粛や「三つの密」（密閉、密集、密接）が重なる懸念がある集会、イベントの自粛要請が出されています。

兵ト協ホームページ（<http://www.hyotokyo.or.jp/>）に関連情報を掲載していますので確認していただき、下記の“新型コロナウイルス関連情報はこちら”をクリックすると関係行政機関が出している助成金を含む関連情報を確認できます。

The screenshot shows the homepage of the Hyogo Trucking Association (HYOGO TRUCKING ASSOCIATION). The navigation menu includes: 一般の皆様へ, 会員の皆様へ, 助成事業, 研修会・講習会, 適正化事業実施機関, and 兵庫県トラック協会について. A search bar for Google Custom Search is also present. Below the navigation, there are several informational boxes:

- お知らせ（重要）**  
12月1日より様式が変わります。  
令和元年11月1日から申請書の様式が統一され、現在新様式と旧様式両方での申請を受けておりますが、12月1日からは全ての申請において統一様式での申請が基本となります。  
※事業用自動車の増車届についても統一様式での申請となり、あわせて宣誓書（様式例2）の添付が必要となります。
- 新型コロナウイルス関連情報はこちら**  
[こちらをクリックしてください]
- 会員の皆様へ**  
令和2年度 第1回運行管理者試験のご案内  
【開催日時】令和2年8月23日（日）  
[こちらをクリックしてください]

Below these boxes is a search function labeled "目的から探す" (Search by purpose) with a globe icon. It features four categories with corresponding images:

- 兵庫県大会のお知らせ (Hyogo Prefecture Convention Notice)
- 助成金・融資制度について (About Grants and Lending Systems)
- 連送に係る講習会のご案内 (About Training Sessions for Through Transport)
- 各種届け出について (About Various Notifications)

The bottom of the screenshot shows a search bar with the text "ここに入力して検索" (Enter here to search) and a system tray with the date 2020/04/23 and time 17:02.



# 行政からのお知らせ



## 国土交通省

### トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

#### 1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年11月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

#### 2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、次ページのとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00\\_hh\\_000196.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html)

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、吉見、山城

TEL : 03-5253-8111 (内線:41333、41323)、03-5253-8575 (直通) FAX : 03-5253-1637

## 改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

## 改正の概要

### 1. 規制の適正化

#### ① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

#### ② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

#### ③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- 原則として運賃と料金を分別して收受  
＝「運賃」:運送の対価 「料金」:運送以外のサービス等

## 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

(許可後、継続的なルール遵守)

### ① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

### ② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

施行日：(1.・2.)令和元年11月1日

(3.)令和元年7月1日

(4.)令和元年12月14日(運賃の告示：令和2年4月24日)

【公布日：平成30年12月14日】

### 3. 荷主対策の深度化

※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例：過労運転、過積載等)

→ **荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施**

#### ① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できよう、荷主の配慮義務を設ける

#### ② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

#### ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

- ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報共有
- ② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相応な理由がある場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告・公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→公正取引委員会への通知

### 4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しなごらの持続的な

運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる



## 改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示:令和2年4月24日）

○ ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。

○ 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

### 1. 運賃表の設計方針

#### ○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

#### ○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

### 2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

### 3. 「適正な原価」の考え方

#### ○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

#### ○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

#### ○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

#### ○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

#### ○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

#### ○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

### 4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

# 標準的な運賃【距離制運賃表：北海道・東北】



国土交通省

I 距離制運賃表

北海道運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,610	8,810	11,740	15,270

I 距離制運賃表

東北運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,410	8,590	11,500	14,970

# 標準的な運賃【距離制運賃表：関東・北陸信越】

**I 距離制運賃表**

関東運輸局

キロ程	車種別				(単位：円)
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	
10km	15,790	18,060	22,540	27,940	
20km	17,600	20,160	25,330	31,550	
30km	19,410	22,270	28,120	35,160	
40km	21,220	24,370	30,920	38,770	
50km	23,040	26,480	33,710	42,380	
60km	24,850	28,580	36,500	45,990	
70km	26,660	30,690	39,290	49,600	
80km	28,470	32,790	42,090	53,200	
90km	30,280	34,890	44,880	56,810	
100km	32,090	37,000	47,670	60,420	
110km	33,910	39,090	50,390	63,930	
120km	35,730	41,170	53,110	67,430	
130km	37,550	43,260	55,830	70,940	
140km	39,360	45,340	58,550	74,440	
150km	41,180	47,430	61,270	77,950	
160km	43,000	49,510	64,000	81,450	
170km	44,820	51,600	66,720	84,960	
180km	46,630	53,690	69,440	88,460	
190km	48,450	55,770	72,160	91,970	
200km	50,270	57,860	74,880	95,470	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280	

**I 距離制運賃表**

北陸信越運輸局

キロ程	車種別				(単位：円)
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	
10km	12,530	14,560	18,680	23,360	
20km	14,070	16,370	21,150	26,580	
30km	15,600	18,190	23,620	29,800	
40km	17,140	20,000	26,090	33,020	
50km	18,680	21,810	28,560	36,240	
60km	20,220	23,630	31,030	39,460	
70km	21,760	25,440	33,500	42,690	
80km	23,300	27,250	35,970	45,910	
90km	24,840	29,060	38,440	49,130	
100km	26,380	30,880	40,910	52,350	
110km	27,910	32,660	43,300	55,460	
120km	29,450	34,450	45,690	58,570	
130km	30,980	36,230	48,080	61,680	
140km	32,520	38,020	50,470	64,790	
150km	34,050	39,800	52,870	67,900	
160km	35,590	41,590	55,260	71,010	
170km	37,120	43,370	57,650	74,120	
180km	38,660	45,160	60,040	77,220	
190km	40,190	46,940	62,430	80,330	
200km	41,730	48,730	64,820	83,440	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120	
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,640	8,850	11,770	15,290	

# 標準的な運賃【距離制運賃表：中部・近畿】

**I 距離制運賃表**

中部運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,440	9,680	12,660	16,340

**I 距離制運賃表**

近畿運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トントクラス)	中型車 (4トントクラス)	大型車 (10トントクラス)	トレーラー (20トントクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,430	9,680	12,670	16,370

# 標準的な運賃【距離制運賃表：中国・四国】

**I 距離制運賃表**

中国運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560

**I 距離制運賃表**

四国運輸局

車種別 キロ程	(単位：円)			
	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,530	8,730	11,640	15,130

# 標準的な運賃【距離制運賃表：九州・沖縄】

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて10km を増すごとに加算す る金額	1,410	1,640	2,220	2,890

# 標準的な運賃【時間制運賃表・割増率等】

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別	車種別 局別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレラー (20トンクラス)				
						北海道	東北	関東	北陸信越
基礎額	8時間制 基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のものは、 130km	31,100	37,260	48,530	61,290	北海道			
		29,970	36,050	47,170	59,670	東北			
		39,060	45,790	57,900	72,440	関東			
		31,280	37,440	48,690	61,470	北陸信越			
		35,710	42,130	53,700	67,370	中部			
		35,580	42,040	53,710	67,430	近畿			
		32,420	38,640	49,950	62,950	中国			
		30,700	36,800	47,960	60,590	四国			
		30,890	36,980	48,060	60,680	九州			
		28,010	33,890	44,810	56,880	沖縄			
		18,660	22,360	29,120	36,780	北海道			
		17,980	21,630	28,300	35,800	東北			
23,440	27,470	34,740	43,460	関東					
18,770	22,470	29,210	36,880	北陸信越					
21,430	25,280	32,220	40,420	中部					
21,350	25,220	32,230	40,460	近畿					
19,450	23,180	29,970	37,770	中国					
18,420	22,080	28,780	36,350	四国					
18,530	22,190	28,840	36,410	九州					
16,800	20,330	26,880	34,130	沖縄					
加算額	基礎走行キロを超える場合は、 1時間を増すごとに (4時間制の場合であつて、 午前1時から午後10時までは、 10kmを増すごとに	280	340	510	710	北海道			
		280	340	510	710	東北			
		280	340	510	720	関東			
		280	340	510	710	北陸信越			
		280	340	510	710	中部			
		280	340	510	710	近畿			
		280	340	510	710	中国			
		280	340	510	710	四国			
		280	340	510	710	九州			
		280	340	510	710	沖縄			
		2,850	2,990	3,200	3,780	北海道			
		2,720	2,850	3,050	3,600	東北			
3,820	4,000	4,280	5,060	関東					
2,880	3,020	3,230	3,820	北陸信越					
3,430	3,590	3,850	4,550	中部					
3,400	3,560	3,810	4,510	近畿					
3,020	3,160	3,390	4,000	中国					
2,810	2,940	3,150	3,730	四国					
2,840	2,980	3,190	3,770	九州					
2,490	2,610	2,790	3,300	沖縄					

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について(依頼)

近畿地方整備局  
兵庫国道事務所長

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

### 記

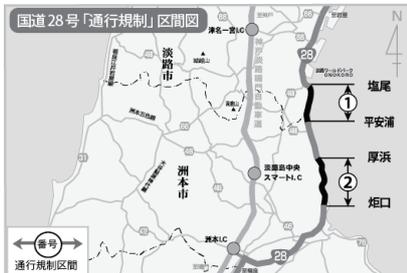
路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 190mm または 連続雨量 160mm かつ時間雨量 40mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

## 大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨などの異常気象時に通行車両等を災害から守るため、降雨量が一定に達した時に道路の通行を規制する区間と基準となる雨量（規制雨量といいます）を定めています。

土砂崩落、落石などは一般的に雨量との関連が高いことから、豪雨等により規制雨量に達した場合には被災を未然に防ぐため規制区間において通行止めを行います。

このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



最新の道路情報が  
あなたの安全を  
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。  
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ(1620kHz)などの情報に注意しましょう。  
日本道路交通情報センター(兵庫情報) 神戸: 050-3369-6622  
日本道路交通情報センター(関西情報) 大阪: 050-3369-6627  
兵庫国道事務所のホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>  
国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai/joho/>

問い合わせ先  
国土交通省  
近畿地方整備局  
兵庫国道事務所  
〒650-0042  
神戸市中央区波止場町3-11  
TEL (078) 334-1600 (代)  
FAX (078) 334-1611

# 知っていますか？電波のルール

～不法無線局取締り強化のお知らせ～

## 総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護に取り組んでいます。

特に6月は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に併せて、不法無線局の取締りを強化します。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの機器から出される不法電波は、消防・救急、鉄道、防災などの重要な無線通信を妨害し、国民生活の「安心・安全」に支障をきたすことがあります。

**無線機器を使用する際は、「電波のルール」を守りましょう！**

不法な無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

免許がないのに無線局を開設したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」、重要な無線通信を妨害したものは「五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金」に処されます。

無線局の免許を持っていても、無線機を改造して出力を大きくするなど、指定された電波以外で運用することは禁止されています。

※上記の改造を行い運用したものは「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」に処されます。

# 知っていますか？ 電波のルール。

正しい利用が暮らしの安心・安全を守ります。



STOP THE  
不法電波!

無線機器の使用には「技適マーク」の確認を。

電波の利用には、原則、免許が必要です。

外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大切な通信を妨害します。



総務省 近畿総合通信局  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索



近畿  
埋蜜

# 兵庫県

## 光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県より光化学スモッグが発生するおそれのある4月20日から10月19日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛及び同地域内での運行自粛を効果的に実施され、窒素酸化物排出量の削減にご協力をお願いします。

### 記

#### 1. 光化学スモッグ広報等発令対象地域（22市町）

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

#### 2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種 類】	【発 令 基 準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

#### 3. 広報等発令の周知方法

- ・ ひょうごの環境ホームページ (<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>) に掲示
- ・ テレビ、ラジオによるスポット放送
- ・ 市、町の広報車による巡回放送
- ・ 交通情報掲示板に掲示 等

## 事務局からのお知らせ

### 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

国土交通省を中心に「不正改造車を排除する運動」が展開されますが、全日本トラック協会・兵庫県トラック協会においても、「トラック運送業界における不正改造車排除運動」を実施いたします。

会員各位におかれましては、実施要領・細目に基づいて本運動に取り組んでいただき、重点排除項目及び基本排除項目に留意するとともに、各事業所での取り組みに「不正改造防止自主点検票」を活用するなど、この機会に不正改造についての認識を深め、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図っていただきますようお願いいたします。

### 令和2年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領（抜粋）

令和2年3月17日 （公社）全日本トラック協会

#### 1 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

#### 2 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

※ 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組みます。

#### 3 不正改造項目

##### 《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率 70%未満）

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

## 令和2年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（抜粋）

令和2年3月 国土交通省 近畿運輸局  
(近畿地方版)

- 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、一層強力に取り組むこととする。
- 近畿運輸局管内における本運動の名称並びに標語
  - ・名称：『不正改造車を排除する運動』
  - ・標語：『6月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『あかん！くるまの不正改造！』

### 各事業者別実施事項

貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《(一社)近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会(自家用協会)、(一社)大阪自動車回送協会等》
---

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
  - ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
  - ② 自家用協会においては、自家用自動車で選任している整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう各運輸支局と連携して周知に努める。
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等  
不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

(参考：別紙8「自主点検票」)

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

※ 不正改造車等に関する情報提供・ご相談・お問い合わせ先(受付時間 午前9時～午後5時)

・近畿運輸局 不正改造車・黒煙相談窓口 (TEL:06-6949-6453)

・兵庫陸運部 不正改造車・黒煙相談窓口 (TEL:078-453-1103)

※ 下記の閲覧は、兵庫県トラック協会ホームページ (<http://www.hyotokyo.or.jp/>) からご覧下さい。

・国土交通省自動車局「不正改造車を排除する運動」実施要領

・国土交通省自動車局「不正改造車を排除する運動」実施細目

・国土交通省近畿運輸局「不正改造車を排除する運動」実施細目

・全日本トラック協会「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領

・不正改造防止自主点検票 (PDF・共通様式)

・参考：自動車点検整備推進協議会 <http://www.tenken-seibi.com/>



**ちょっとした地球への思いやり  
エコ・ドライブ推進中！です**

# 令和2年度第1回 運行管理者試験 貨物

公 示

<b>1. 試験日</b>	令和2年8月23日(日)											
<b>2. 試験地</b>	(1) 全国47都道府県で実施します。 (2) 試験会場は、8月5日(水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。											
<b>3. 受験資格</b>	受験資格は、次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(受講予定の方は、試験日の2週間前までに修了)した方											
<b>4. 受験手続</b>	(1) 申請用紙(受験申請書)は、各都道府県トラック協会及び(公財)運行管理者試験センターで頒布(販売)します。 頒布期間は、令和2年5月15日(金)～6月10日(水)(土・日・祝祭日を除く)です。 (2) 申請の方法及び期間 ①書面申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月10日(水)】 受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送(簡易書留)して下さい。 ※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりませんのでご注意ください。 ②インターネット申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月16日(火)】 (パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 ③再受験申請【申請期間：令和2年5月15日(金)～6月16日(火)】 (パソコンまたはスマートフォンから申込みができます。) (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。 (3) 受験手数料は、6,000円(非課税)です。											
<b>5. 合格基準</b>	試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">出 題 分 野</th> <th>必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 貨物自動車運送事業法関係</td> <td>② 道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③ 道路交通法関係</td> <td>④ 労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td>2問以上</td> </tr> </tbody> </table>	出 題 分 野		必要な正解数	① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上	③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係	⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出 題 分 野		必要な正解数										
① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各1問以上										
③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係											
⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上										
<b>6. 試験結果の発表</b>	(1) 試験日より1カ月以内。 (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。											
<p>—— 国土交通大臣指定試験機関 ——</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"><b>NECO</b></div> <div> <p>公益財団法人</p> <p><b>運行管理者試験センター</b></p> </div> </div> <p>〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番地3号 芝大門116ビル7F TEL 03-6803-4323</p> <p>ホームページ <a href="https://www.unkan.or.jp/">https://www.unkan.or.jp/</a></p> <p>お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 0476-85-7177</p>												

※令和元年度第2回運行管理者試験(令和2年3月)を申請された方への特例

令和2年度第1回運行管理者試験(令和2年8月23日)を振替で受験される方は、別途郵送でのご案内に同封する令和2年度第1回運行管理者試験受験申請書(振替)を令和2年5月20日(水)(当日の消印有効)までに、運行管理者試験センター事務センターあてに返送して頂くことにより、改めて、申請して頂くことは不要となります。

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和2年3月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		82.44	90.17	92.82	102.51
出 光		83.44	93.10	90.08	
コ ス モ		80.01	94.70	92.00	88.40
三 井		82.83			
そ の 他		84.58	88.94	89.56	95.95
総 計		82.54	91.03	91.42	97.97
2/2	全国平均	93.92	調査なし	101.94	103.53
	近畿平均	93.09		100.35	106.05

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成31年4月		97.49	100.33	104.87	109.51
令和元年5月		100.59	103.45	107.54	110.80
令和元年6月		101.04	104.84	108.27	111.15
令和元年7月		95.16	100.26	104.20	107.27
令和元年8月		95.33	99.15	102.80	107.58
令和元年9月		93.22	97.59	101.64	106.87
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
令和元年12月		95.90	98.41	101.94	107.14
令和2年1月		97.41	101.14	105.10	107.88
令和2年2月		99.41	103.08	106.42	111.12
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
令和2年4月		82.54	91.03	91.42	97.97
年 間 平 均		95.36	99.43	103.07	107.24

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
2.3.30	西播	一般利用	(株)T. S. L.	川 端 敬 三	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1125	TEL 079-234-3531 FAX 079-234-8569
4.6	明石	一般利用	カーレッジ(株)	大 皿 和 幸	〒651-2242 神戸市西区井吹台東町 5-77-12	TEL 078-224-2640 FAX 078-224-2641
4.6	但馬	一般利用	但馬運輸(株)	荒 木 千 恵 子	〒667-0102 養父市十二所965-2	TEL 079-664-0183 FAX 079-664-0619
4.9	西播	一般利用	兵庫紙パルプ(株)	井 川 恵 太	〒671-1242 姫路市網干区浜田1320-11	TEL 079-274-3225 FAX 079-274-3270
4.15	西播	一般利用	(株)チュウバン	榎 田 弘 喜	〒671-1132 姫路市大津区勘兵衛町32	TEL 079-280-1988 FAX 079-280-1988

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
2.3.31	但馬	一般	(有)但馬農産運輸	荒 木 満
3.31	淡路	一般	ハート寝台サービス	岸 本 均
4.1	東部	一般	(株)ケイワイ物流	小 松 信 夫
4.9	淡路	一般	旭 運 輸 (株)	村 上 明 義

## 変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
38	代表者	ケーエルサービス西日本(株) 出 射 薫	辻 宏 育
49	代表者	イーストアジア物流(株) 阿 瀬 春 吾・浜 本 隆	浜 本 隆 藤 井 正 浩
57	代表者 住所 TEL/FAX	日 栄 運 輸(株) 坂 本 勝 文 神戸市灘区摩耶埠頭 摩耶業務センタービル TEL 078-881-6521 FAX 078-881-6524	〒650-0046 神戸市中央区港島中町7-2-3 TEL 078-303-1861 FAX 078-303-1862
72	支店長	日本通運(株)神戸支店 藤 本 達 也	田 中 旬
72	住所	西 川 運 送(株) 神戸市中央区港島9-2-10	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町5-49
98	代表者	(株)エービーシー商会ホールディングス 木 田 雅 司	三 井 威 徳
127	代表者	(有)鹿島高速運輸 松 原 史 明	松 原 恵 理 子
	代表者	高 砂 重 量 建 設(株) 松 原 史 明	松 原 恵 理 子
157	代表者	西兵庫トランスポート(株) 荒 井 信 重	鴻 上 哲 誌
173	代表者	石 井 運 輸(株) 伊 井 仁	森 新 吾
182	代表者	(有)クリーン・サービス 入 野 定 男	入 野 拓 也

## 兵ト協ニュース4月号掲載の「人事異動」の訂正について

兵ト協ニュース4月号に掲載させていただきました「人事異動」の中に一部誤りがございましたので、お知らせ致しますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

誤

発令事項	氏名	現職
適正化事業部係員	村上元規	業務部主事

正

発令事項	氏名	現職
適正化事業部係員	村上元規	業務部係員

## 兵ト協ニュース表紙写真募集について

### ■応募資格

(一社)兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

### ■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

### ■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

### ■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



## 会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦労 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

### ■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社)兵庫県トラック協会 総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

# 適正化事業実施機関からのお知らせ

巡回指導における指摘事項（今月のテーマ「令和元年度の活動内容について」）

担当：適正化事業指導員 松井建治

今月は、兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、「適正化事業実施機関」）の令和元年度の活動内容についてご紹介します。

適正化事業実施機関では、令和元年度に計663事業所に対し巡回指導を実施しており、指導項目別の調査結果は次のとおりとなっております。

## 巡回指導項目別調査結果

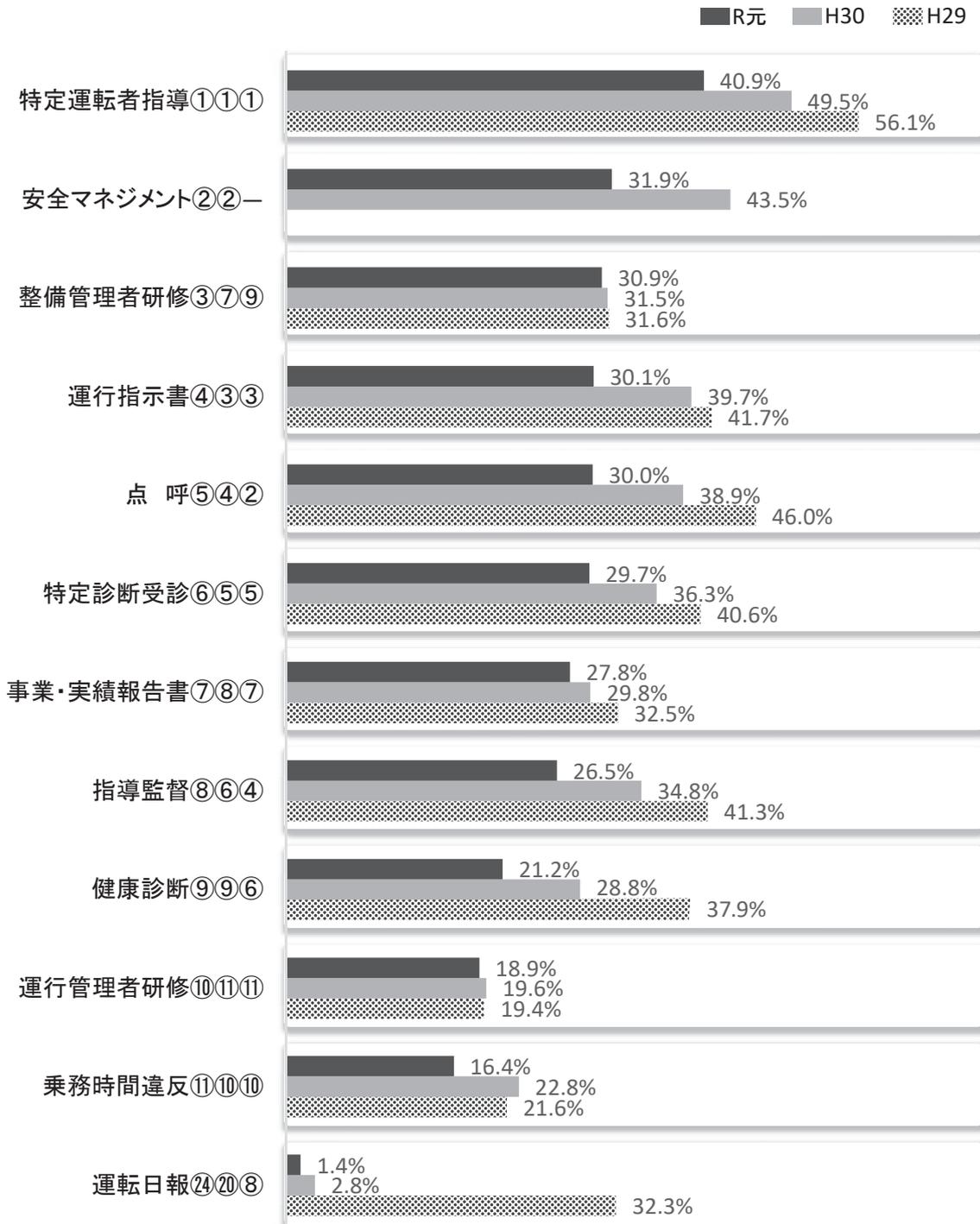
（平成31年4月～令和2年3月）

区分	重点	調査事項（☆印は霊柩事業者は除外する）	調査件数	(否)件数	(否)比率(%)	
I. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	653	14	2.1%	
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	653	20	3.1%	
		(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	654	16	2.4%	
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	652	13	2.0%	
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	652	5	0.8%	
		(6) 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	396	0	0.0%	
		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	626	0	0.0%	
		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	626	0	0.0%	
II. 帳票類の整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	442	5	1.1%	
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	30	2	6.7%	
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	649	61	9.4%	
		(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	648	8	1.2%	
		(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	356	99	27.8%	⑦
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか。	650	0	0.0%	
	○	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	623	0	0.0%	
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	576	109	18.9%	⑩
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	626	4	0.6%	
	○	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	660	108	16.4%	
	☆	(6) 過積載による運送を行っていないか。	623	0	0.0%	
	○	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	660	198	30.0%	⑤
		(8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	660	9	1.4%	
	☆	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	574	48	8.4%	
		(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	156	47	30.1%	④
	○	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	650	172	26.5%	⑧
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	470	192	40.9%	①
○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	475	141	29.7%	⑥	
IV. 車両管理等		(1) 整備管理規程が定められているか。	650	0	0.0%	
	○	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	622	2	0.3%	
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	540	167	30.9%	③
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	650	24	3.7%	
	○	(5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	648	97	15.0%	
V. 労基法等		(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	475	19	4.0%	
		(2) 36協定が締結され、届出されているか。	625	58	9.3%	
		(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	626	3	0.5%	
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	647	137	21.2%	⑨
VI. 法定福利費		(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	646	9	1.4%	
		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	636	18	2.8%	
VII. 運輸安全管理		(1) 運輸安全管理の実施は適正か。	626	200	31.9%	②

注1) ○は重点項目

注2) ☆は霊柩事業者は除外する項目

## 巡回指導項目別調査結果 過去3事業年度における指導項目ワースト10



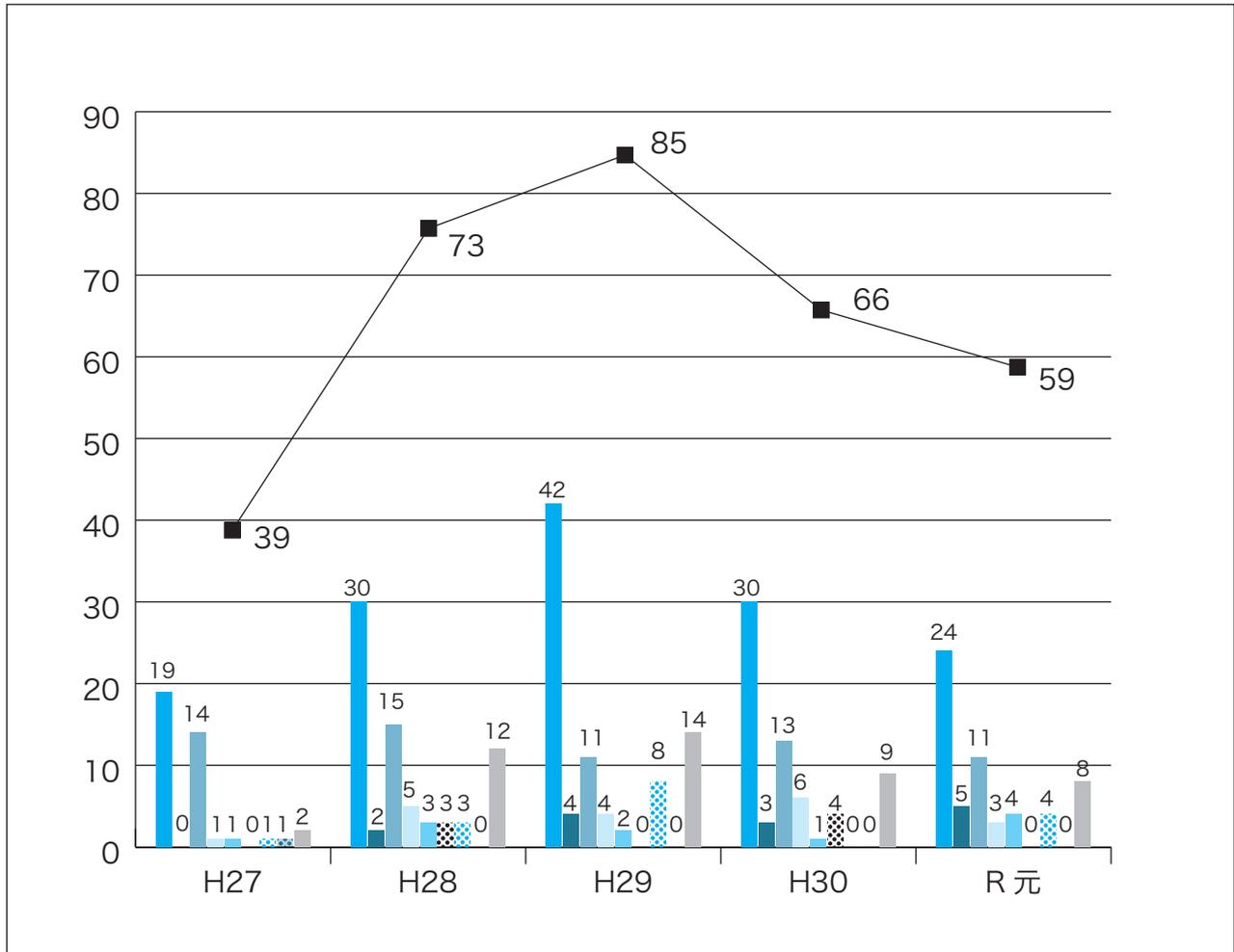
注1) 指導項目末尾の○数字は左からR元・H30・H29年度のワースト順位

注2) 「巡回指導の指針及びマニュアル」の改訂に伴い、平成30年度より「運輸安全マネジメント」が指導項目に新たに追加された

## 貨物自動車運送事業に関する苦情処理件数

適正化実施機関では、令和元年度に計 59 件の苦情・相談等を受け付け処理しました。  
 なお、過去 5 事業年度における処理件数の推移は次のとおりとなっております。

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関



トラックドライバーが大丈夫と思う行為も乗用車からみると  
**危険運転になってしまう**場合があります。  
 安全運転を心掛けましょう。

# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
4・2	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部	5・22	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議(書面決議予定)	兵ト協
6	春の全国交通安全運動(~15日)			—6月の予定—	
16	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵庫陸運部	6・2	兵ト協 理事会(書面決議予定)	兵ト協
21	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	4	全ト協 理事会	全ト協
23	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	12	近ト協 幹事会	大ト協
	—5月の予定—		23	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会・役員会	ANAクラウンプラザホテル神戸
5・7	令和元年度監事監査	兵ト協	25	全ト協 総会・理事会	第一ホテル京東
11	兵ト協 物流政策交付金委員会(書面決議予定)	兵ト協			

